

第 107 期 定 時 株 主 総 会 その他の電子提供措置事項 (交付書面への記載を省略した事項)

【事業報告】

1. 「当行の新株予約権等に関する事項」
2. 「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
3. 「業務の適正を確保する体制」
4. 「特定完全子会社に関する事項」
5. 「親会社等との間の取引に関する事項」
6. 「会計参与に関する事項」
7. 「その他」

【計算書類】

「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

【連結計算書類】

「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

(2024 年4月1日から
2025 年3月 31 日まで)

1. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

2. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

3. 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

<内部統制システムの基本方針>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスの基本方針として『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』を定め、全役職員がこれを遵守する。コンプライアンスを取締役が率先垂範するため『名古屋銀行役員の職務規程』を別途定めることにより、取締役はこれを指針とする。また、『コンプライアンスマニュアル』を制定し、役職員はコンプライアンス研修を通じて研鑽に努める。
- (2) コンプライアンスに関する審議機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する統括部署を内部統制部と定め、コンプライアンス体制の整備及び向上を図る。また、『コンプライアンスプログラム』を毎年策定し、コンプライアンスに関する具体的施策を実施する。
- (3) 法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。また、役職員が当該通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ各種委員会議事録等を法令及び行内規程に基づき保管する。また、『情報管理規程』に基づき、その管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 『リスク管理基本方針』を制定し、各種リスクを正しく認識、把握し、かつ適切な管理を行う。また、リスクカテゴリー毎の所管部署を明確にするとともに、リスク管理統括部署として内部統制部を設置する。
- (2) リスクについて定期的に把握・評価することにより管理の対象とするリスクを特定し、統合的なリスク管理を実施する。取締役会はリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を所管部より受けるとともに必要な決定を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督を行う。取締役会は毎月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の決議により重要な業務執行の決定を常務会に委任する。取締役は『組織規程』等に定められた組織機構、業務分掌、職務権限及び責任等に基づき、業務の組織的、かつ効率的な運営を図る。

5. 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 名古屋銀行及び子会社（以下名古屋銀行グループという）における業務の適正を確保するため、名古屋銀行グループを一体と考え、グループ各社が法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を適切に構築する。
- (2) 名古屋銀行グループの統括部署を経営企画部とし、子会社から業務内容の報告等を受ける体制とする。また、グループ全体の法令遵守やリスク管理については、内部統制部が統括管理する。
- (3) 内部監査部は、名古屋銀行グループの内部監査を実施する。
- (4) 名古屋銀行グループの役職員が、法令違反等の疑義がある行為等について所属会社または名古屋銀行へ相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。名古屋銀行グループの役職員が当該通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人による監査等委員会への報告体制等

- (1) 名古屋銀行グループの役職員は、名古屋銀行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直接またはホットライン制度の利用等により、直ちに名古屋銀行の監査等委員会や所属会社の監査役へ報告する。また、役職員が監査等委員会に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
- (2) 常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会その他の重要な会議及び委員会に出席し、重要な書類を閲覧する。
- (3) 監査等委員会は、名古屋銀行グループの役職員に対して、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

7. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、意見交換を行い、監査の実効性が確保できるように努める。また監査等委員会は、会計監査人、弁護士及び内部監査部と緊密な連携を図る。
- (2) 監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）は、当行が負担する。また、監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用を速やかに支弁するため、一定額の予算を設ける。

8. 監査等委員会の職務を補助する使用人等に関する事項等

- (1) 監査等委員会事務局を設置し、専属のスタッフが、監査等委員会の職務の補助にあたる。
- (2) 専属のスタッフの人事異動、人事評価その他については、監査等委員会の意見を尊重する。
- (3) 専属のスタッフは、監査等委員会の指揮命令の下で職務を遂行する。

9. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制等

- (1) 全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。また、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』に反社会的勢力との関係の遮断を明記する。
- (2) 『反社会的勢力等への対応についての基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備する。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

当行は、「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制システムの整備について、各所管部署において検証を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりです。

（１）コンプライアンス態勢

- ① 取締役会は当年度のコンプライアンスプログラムを定め、半期毎に進捗状況の報告を受けました。
- ② コンプライアンス委員会はコンプライアンスプログラムの進捗状況のモニタリングを実施し、コンプライアンス活動の状況および反社会的勢力等との取引遮断への取組みなどについて月次で審議を行い、取締役会に報告しました。

（２）リスク管理体制

- ① 取締役会は当年度のリスク管理計画を定め、半期毎に進捗状況の報告を受けました。
- ② A L M委員会、オペレーショナルリスク管理委員会は、月次でリスクの分析と対策の検討を行い、取締役会に報告しました。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

- ① 定例取締役会を 12 回、臨時取締役会を 7 回開催しました。また、取締役会の委任による決定機関として設置する常務会を 53 回開催しました。
- ② 職務の執行については、「組織規程」等により組織機構、業務分掌、職務権限および責任を規定し、業務の組織的かつ効率的な運営を図りました。

（４）当行グループにおける業務の適正の確保

- ① 取締役会は四半期毎にグループ会社の業務実績について報告を受けました。
- ② 半期毎に関連会社連絡会、連結子会社コンプライアンス担当国会議、連結子会社 A M L / C F T 会議を開催し、当行グループにおける経営課題を把握し、対応方針について討議しました。
- ③ グループ会社統括部署である経営企画部は、毎月定例報告書の提出を受け、当行グループにおける業務の適正性を確保しました。

（５）監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

- ① 代表取締役と監査等委員会は定期的会合を開催し、意見交換を行いました。
- ② 内部監査部と常勤監査等委員は連絡会を毎月開催し、また内部監査部、監査等委員会、会計監査人にて意見交換（三様監査）を 4 回実施し、緊密な連携を図りました。
- ③ 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局に専任スタッフを 1 名配置しております。

4. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

6. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

7. その他

該当事項はありません。

第107期 株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	25,090	18,645	—	18,645	8,029	1,620	57,720	89,989	157,359
当期変動額									
剰余金の配当								△3,471	△3,471
当期純利益								14,313	14,313
自己株式の取得									
自己株式の処分			4	4					
自己株式の消却			△2,045	△2,045					
買換資産圧縮積立金の取崩						△36		36	—
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替			2,041	2,041				△2,041	△2,041
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△36	—	8,837	8,800
当期末残高	25,090	18,645	—	18,645	8,029	1,583	57,720	98,826	166,160

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△367	200,728	80,829	3,867	84,696	285,425
当期変動額						
剰余金の配当		△3,471				△3,471
当期純利益		14,313				14,313
自己株式の取得	△2,160	△2,160				△2,160
自己株式の処分	53	57				57
自己株式の消却	2,045	—				—
買換資産圧縮積立金の取崩		—				—
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△32,895	△81	△32,976	△32,976
当期変動額合計	△62	8,738	△32,895	△81	△32,976	△24,238
当期末残高	△429	209,467	47,934	3,785	51,719	261,187

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する各債務者区分の債権については、以下のとおりです。正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

8. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行は、次の 5 つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しております。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、為替業務等に係る手数料、資金取引等に係る手数料、証券業務等に係る手数料、代理業務等に係る手数料、その他銀行サービスの提供等に係る手数料等が含まれております。

9. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 15,797百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「注記事項の（重要な会計上の見積り）貸倒引当金(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載した内容と同一であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金の総額 6,572百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,398百万円
危険債権額	58,072百万円
要管理債権額	12,760百万円
三月以上延滞債権額	914百万円
貸出条件緩和債権額	11,845百万円
小計額	80,231百万円
正常債権額	3,990,203百万円
合計額	4,070,435百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,143百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	77,530百万円
貸出金	491,676百万円
その他の資産	20百万円

担保資産に対応する債務

預金	23,813百万円
借入金	330,000百万円

なお、有価証券のうち77,530百万円につきましては預金及び手形交換等の取引の共通担保として差し入れております。

上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、有価証券22,418百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金596百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、723,824百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が699,787百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,549百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 33,636百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,960百万円

- 9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
- 10. 社債は、全て実質破綻時免除特約付劣後社債です。
- 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は53,551百万円であります。
- 12. 関係会社に対する金銭債権総額 30,821百万円
- 13. 関係会社に対する金銭債務総額 7,227百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	899百万円
役務取引等に係る収益総額	179百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	46百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	4百万円
役務取引等に係る費用総額	219百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	237百万円

2. 「その他の経常収益」には、偶発損失引当金戻入益249百万円を含んでおります。

3. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額63百万円を含んでおります。

4. 当行は、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	静岡県静岡市内
主な用途	営業用店舗 1 か所
種類及び減損損失	建物 18 百万円、その他の有形固定資産 5 百万円： 合計 23 百万円
地域	愛知県名古屋市内
主な用途	遊休資産 1 か所
種類及び減損損失	建物 45 百万円、その他の有形固定資産 4 百万円： 合計 49 百万円

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。一般会社及び連結される子会社及び子法人等に賃貸している部分は、賃貸ビル単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産については各々 1 つの単位として取扱っております。

減損損失を計上した営業用店舗及び遊休資産については、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により投資額の回収が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 73 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額及び売却予定額等に基づき算定しております。

5. 関連当事者との間の取引

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目
			役員の兼 任等	事業上の 関係			
子会 社	株式会社名 古屋カード	100.00 (注1)	2人	各種ロー ンの債務 保証	貸出金の被保証	269,872	—
					保証料の支払 (注2)	219	その他 の役務 費用
					債務保証履行に伴 う代位弁済	168	—

(注1) 銀行法第2条第6項を適用し算出しています。

(注2) 株式会社名古屋カードより各種ローンの保証を受けています。

なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行が支払った金額を記載しています。

(注3) 保証条件は、ローンの商品ごとにローン利用者の信用リスク等を勘案しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	69	301	307	62	(注)
合 計	69	301	307	62	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる1千株の増加、及び自己株式取得による300千株の増加であります。普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による7千株の減少、及び自己株式消却による300千株の減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	120,000	112,008	△7,991
	小計	120,000	112,008	△7,991
合計		120,000	112,008	△7,991

3. 子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式等 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式等	—	—	—
関連法人等株式等	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式等	6,521
関連法人等株式等	51

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	118,064	32,488	85,575
	債券	19,342	19,312	29
	国債	8,926	8,914	12
	地方債	2,411	2,409	2
	社債	8,004	7,989	15
	その他	119,062	115,599	3,463
	小計	256,468	167,399	89,069
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	855	915	△59
	債券	462,119	479,336	△17,217
	国債	169,203	177,992	△8,788
	地方債	94,025	96,833	△2,807
	社債	198,889	204,511	△5,621
	その他	57,824	60,726	△2,902
	小計	520,799	540,978	△20,179
合計		777,268	708,378	68,889

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,888
組合出資金	34,576

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	11,013	8,334	—
債券	175,628	32	10,812
国債	77,144	32	6,990
地方債	63,131	—	2,398
社債	35,352	—	1,423
その他	41,303	730	460
合計	227,946	9,097	11,273

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価ま

で回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、5百万円（うち、株式5百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたり、事業年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について、一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復可能性を検討し、時価の下落が一時的で、概ね1年以内に取得原価に近い水準まで時価が回復することを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、すべて減損処理しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	4,676	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	△632	
固定資産減価償却損金算入限度超過額	780	
賞与引当金	303	
睡眠預金払戻損失引当金	15	
偶発損失引当金	406	
未払事業税	148	
株式等償却	2,141	
その他	1,315	

繰延税金資産小計	9,155	
----------	-------	--

評価性引当額	△3,156	
--------	--------	--

繰延税金資産合計	5,999	
----------	-------	--

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△21,134	
退職給付信託設定益	△2,289	
固定資産圧縮積立額	△728	

繰延税金負債合計	△24,152	
----------	---------	--

繰延税金資産（負債）の純額	△18,153	百万円
---------------	---------	-----

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は620百万円増加し、その他有価証券評価差額金は603百万円減少し、法人税等調整額は16百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は81百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 15,933円33銭

1株当たりの当期純利益金額 871円34銭

（重要な後発事象）

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について）

当行は、2025 年 4 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行うことにより、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、当行株式に投資しやすい環境を整えることで、当行株式の流動性を高め、投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

2. 株式分割の内容

（1）分割の方法

2025 年 9 月 30 日（火曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、3 株の割合をもって分割いたします。なお、今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

（2）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	16,455,487 株
今回の分割により増加する株式数	32,910,974 株
株式分割後の発行済株式総数	49,366,461 株
株式分割後の発行可能株式総数	150,000,000 株

（3）株式分割の日程

基準日公告日（予定）	2025 年 9 月 12 日（金曜日）
基準日	2025 年 9 月 30 日（火曜日）
効力発生日	2025 年 10 月 1 日（水曜日）

（4）1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合における 1 株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	当事業年度 自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
1 株当たり純資産額	5,701 円 98 銭	5,311 円 11 銭
1 株当たり当期純利益	191 円 77 銭	290 円 44 銭

（注）潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年10月1日（水曜日）をもって、当行定款第5条の発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現行定款	変更後定款
第5条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5千万株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1億5千万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2025年4月22日（火曜日）
効力発生日	2025年10月1日（水曜日）

第107期 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,090	21,241	164,268	△367	210,234
当期変動額					
剰余金の配当			△3,471		△3,471
親会社株主に帰属する当期純利益			14,730		14,730
自己株式の取得				△2,160	△2,160
自己株式の処分		4		53	57
自己株式の消却		△2,045		2,045	—
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替		2,041	△2,041		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	9,217	△62	9,155
当期末残高	25,090	21,241	173,486	△429	219,389

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	退職給付に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	80,852	3,867	8,395	93,115	303,349
当期変動額					
剰余金の配当					△3,471
親会社株主に帰属する当期純利益					14,730
自己株式の取得					△2,160
自己株式の処分					57
自己株式の消却					—
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△32,893	△81	△2,999	△35,973	△35,973
当期変動額合計	△32,893	△81	△2,999	△35,973	△26,818
当期末残高	47,959	3,785	5,396	57,141	276,531

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6 社

子会社

株式会社 名古屋リース

株式会社 名古屋カード

株式会社 名古屋エム・シーカード

名古屋ビジネスサービス 株式会社

株式会社 名古屋キャピタルパートナーズ

株式会社 ナイス

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

② 非連結の子会社及び子法人等 6 社

あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド投資事業有限責任組合

めいぎん経営承継投資事業有限責任組合

めいぎんベンチャー1号投資事業有限責任組合

めいぎん事業再生1号投資事業有限責任組合

めいぎん地域活性化1号投資事業有限責任組合

めいぎんベンチャー2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 15 社

株式会社放電エンジニアリング

TYホールディングス株式会社

株式会社トーヨー

FAパートナー株式会社

A I H O L D I N G S 株式会社

株式会社愛豊精機製作所

NSホールディングス株式会社

三河鑛産株式会社

小島機鋼株式会社

株式会社中央情報システムズ

CNホールディングス株式会社

株式会社NSK

NSKホールディングス株式会社

株式会社セイケン

Electric Group 株式会社

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 一社

② 持分法適用の関連法人等 一社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド投資事業有限責任組合

めいぎん経営承継投資事業有限責任組合

めいぎんベンチャー1号投資事業有限責任組合

めいぎん事業再生1号投資事業有限責任組合

めいぎん地域活性化1号投資事業有限責任組合

めいぎんベンチャー2号投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等 1社

静岡・名古屋アライアンス投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する各債務者区分の債権については、以下のとおりです。正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(14) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 顧客との取引に係る収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行及び連結子会社は、次の 5 つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しております。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行及び連結子会社の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、為替業務等に係る手数料、資金取引等に係る手数料、証券業務等に係る手数料、代理業務等に係る手数料、その他銀行サービスの提供等に係る手数料等が含まれます。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（貸倒引当金）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度 (2025 年 3 月 31 日)
貸倒引当金	17,252 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、会計方針に関する事項「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

- ・物価上昇の影響拡大により、債務者の業績や資金繰りの悪化等、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、債務者区分に反映させております。

- ・債務者の決算情報に基づく定量的な情報に加え、債務者の将来の業績見通しに基づいて作成された経営改善計画、現時点及び将来の債務者が属する業種の成長性、業界内における債務者の地位等、債務者の決算情報に表れない定性的な要素を債務者区分に反映させております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りの算出に用いた主な仮定には、以下の不確実性があります。

- ・物価上昇の影響拡大により、当初仮定した債務者の業績や資金繰り等がさらに悪化した場合、債務者区分が下方遷移する可能性があります。

- ・債務者の属する業種の成長性が想定よりも停滞している等、当初想定した定性的な要素の仮定が現実と乖離した場合、債務者区分が下方遷移する可能性があります。

これらの不確実性により、貸倒引当金の計上額が多額になる可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金の総額 2,549百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,443百万円
危険債権額	58,220百万円
要管理債権額	13,591百万円
三月以上延滞債権額	914百万円
貸出条件緩和債権額	12,676百万円
小計額	81,254百万円
正常債権額	3,973,972百万円
合計額	4,055,227百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,143百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	77,530百万円
貸出金	491,676百万円
その他資産	20百万円

担保資産に対応する債務

預金	23,813百万円
借入金	330,000百万円

なお、有価証券のうち77,530百万円につきましては預金及び手形交換等の取引の共通担保として差し入れております。

上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、有価証券22,418百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金979百万円及び保証金600百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、722,974百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が698,937百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,549 百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 35,218 百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,960 百万円
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
10. 社債は、すべて実質破綻時免除特約付劣後社債です。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 53,551 百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益9,000百万円及び偶発損失引当金戻入益249百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当15,145百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却22百万円、株式等売却損224百万円、株式等償却5百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額63百万円を含んでおります。
4. 当行グループは、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	静岡県静岡市内
主な用途	営業用店舗1か所
種類及び減損損失	建物18百万円、その他の有形固定資産5百万円： 合計23百万円
地域	愛知県名古屋市内
主な用途	遊休資産1か所
種類及び減損損失	建物45百万円、その他の有形固定資産4百万円： 合計49百万円

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。一般会社に賃貸している部分は、賃貸ビル単位でグルーピングを行っております。連結される子会社及び子法人等は、継続的に損益の把握を実施している単位によりグルーピングを行っております。また、遊休資産については各々1つの単位として取扱っております。

減損損失を計上した営業用店舗及び遊休資産については、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により投資額の回収が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額73百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額及び売却予定額等に基づき算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	16,755	—	300	16,455	(注) 1
合 計	16,755	—	300	16,455	
自己株式					
普通株式	69	301	307	62	(注) 2
合 計	69	301	307	62	

(注) 1. 普通株式の発行済株式の減少 300 千株は、自己株式消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる 1 千株の増加、及び自己株式取得による 300 千株の増加であります。普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による 7 千株の減少、及び自己株式消却による 300 千株の減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 21 日 定時株主総会	普通株式	1,668 百万円	100 円	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 24 日
2024 年 11 月 12 日 取締役会	普通株式	1,803 百万円	110 円	2024 年 9 月 30 日	2024 年 12 月 6 日
合計		3,471 百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,622百万円	その他利益 剰余金	160円	2025年3月31 日	2025年6月30 日

なお、上記については、2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として上程する予定であります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務を行っております。

主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（A L M）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であります。

貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、外貨建有価証券については、外貨預金及び市場調達による外貨調達に見合った額で外貨建の債券を購入しており、為替リスクを回避しております。

一方、金融負債は、主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

なお、貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、金利スワップ取引、先物為替予約取引等があります。当行グループは、A L Mの一環として、預金・貸出金に関わる金利の変動リスクを回避するため、また、お客さまの為替変動リスク回避のニーズに対応するためのヘッジ手段としてデリバティブ取引を利用しております。ヘッジ会計による具体的な会計処理に関しては、当該ヘッジ取引が、相場変動を相殺するもの、キャッシュ・フローを固定するものについての区別、事前テスト及び事後テストについて明確に定めた上で実施しております。なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

（3） 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、与信業務運営に関する基本的な考え方を定めた「クレジットポリシー」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか事業支援部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては金融投資部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理

しております。

②市場リスクの管理

(イ) 金利リスクの管理

当行グループは、金利の変動リスクについて総合的に把握・管理し、適切なALMを遂行する目的で、ALM委員会を設置しております。ALM委員会規約では、リスク管理方法や手続き等を定めるとともに、取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には内部統制部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析などによりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び取締役会に報告しております。

(ロ) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理するとともに、対顧客取引における為替変動リスクを回避するため先物為替予約取引を行っております。

(ハ) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、常務会での有価証券運用計画に基づき、取締役会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。このうち、金融投資部では、外部からの投資商品の購入も行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、経営企画部が主管している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は、常務会において定期的に報告されております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行及び事務管理、ヘッジ有効性の評価に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立させております。

(ホ) 市場リスクに係る定量的情報

(i) トレーディング目的の金融商品

当行グループにおいて、「商品有価証券」のうちの売買目的有価証券として保有している金利関連に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 120 営業日・信頼区間 99%、観測期間 1,200 営業日）を採用しております。

2025年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は一百万円です。

(ii) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」の債券・株式・投資信託、「銀行業における預金」であります。これらの金融資産及び金融負債についてのVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 120 営業日・信頼区間 99%、観測期間 1,200 営業日）を採用しております。

2025年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行のバンキング業務の市場リス

ク量（損失額の推計値 V a R）は、以下のとおりです。

	市場リスク量（V a R）
純投資有価証券（＊１）	23,788 百万円
政策株式	19,505 百万円
預貸金等（＊２）	26,244 百万円

（＊１）純投資有価証券：円貨債・外貨債・純投資株式・投資信託

（＊２）預貸金等：預金・譲渡性預金・貸出金・コールローン・預け金・社債・
債券貸借取引受入担保金・借入金・コールマネー

（iii）市場リスクに係る定量的情報に関する事項についての補足説明

当行グループでは、計測システムが算出する V a R と実際の損益を比較するバックテストを実施して、使用する計測モデルの有効性を検証しております。

なお、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、安定した資金繰りを最優先に考え、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金は注記を省略しており、預け金、コールローン、コールマネー、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	120,000	112,008	△7,991
その他有価証券（※1）	777,367	777,367	—
(2) 貸出金	3,990,329		
貸倒引当金（※2）	△16,346		
	3,973,982	3,947,403	△26,579
資産計	4,871,350	4,836,779	△34,570
(1) 預金	4,790,183	4,789,756	△427
(2) 譲渡性預金	235,996	236,125	129
(3) 借入金	367,700	367,588	△111
(4) 社債	10,000	9,834	△165
負債計	5,403,880	5,403,305	△574
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(727)	(727)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(727)	(727)	—

（※1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	1,940
組合出資金（※3）（※4）	37,126

- (※ 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※ 2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理を行っていません。
- (※ 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※ 4) 当連結会計年度において組合出資金について 278 百万円減損処理を行っております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(*1)				
その他有価証券				
国債・地方債等	178,130	96,436	—	274,567
社債	—	153,985	52,908	206,894
株式	119,018	—	—	119,018
その他	25,619	129,767	—	155,387
デリバティブ取引				
通貨関連	—	20	—	20
その他	—	—	24	24
資産計	322,768	380,209	52,932	755,911
デリバティブ取引				
通貨関連	—	747	—	747
その他	—	—	24	24
負債計	—	747	24	771

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は21,499百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*1)					
17,415	—	377	3,707	—	—	21,499	—

(*1) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②第24-9項の取扱いを適用した連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容

ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約申込から解約約定までに数か月を要するもの	21,499

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	112,008	—	112,008
貸出金	—	—	3,947,403	3,947,403
資産計	—	112,008	3,947,403	4,059,412
預金	—	4,789,756	—	4,789,756
譲渡性預金	—	236,125	—	236,125
借入金	—	350,098	17,490	367,588
社債	—	9,834	—	9,834
負債計	—	5,385,814	17,490	5,403,305

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債や上場株式がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債については、見積将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用スプレッド等を加算した金利で割り引いて時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。

その他の公表された相場価格のない一部の有価証券については、外部業者(ブローカー等)により入手した相場価格を時価としており、それらに使用されたインプットに基づきレベル2又はレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、見積将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用スプレッド等を加算した金利で割り引いて時価を算出しているほか、貸出の種類によっては新規貸出を行った場合に想定される金利で割り引いて時価を算出する場合やオプション価格計算モデル等により算出した価額を考慮して時価とする場合もあり、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日の帳簿価額を時価とみなしております。また、定期性預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いて現在価値を算出していることからレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の将来キャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて算出しています。

なお、当該時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行の発行する社債は市場価格のあるものとしてレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法にて時価を算定しております。評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レートであります。また、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	割引率	0.00%－ 15.57%	0.11%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベ ル 3 の時 価へ の振 替	レベ ル 3 の時 価か らの 振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益(*1)
		損益 に計 上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券 その他有価 証券	49,365	2	△524	4,065	－	－	52,908	－
デリバティブ 取引 その他(* 3)	－	－	－	－	－	－	－	－

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、正味の債務・損失となる項目については、△で示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行はミドル部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、リスクフリーレートなどの市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	120,000	112,008	△7,991
	小計	120,000	112,008	△7,991
合計		120,000	112,008	△7,991

3. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	118,157	32,540	85,617
	債券	19,342	19,312	29
	国債	8,926	8,914	12
	地方債	2,411	2,409	2
	社債	8,004	7,989	15
	その他	119,062	115,599	3,463
	小計	256,562	167,452	89,110
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	860	921	△61
	債券	462,119	479,336	△17,217
	国債	169,203	177,992	△8,788
	地方債	94,025	96,833	△2,807
	社債	198,889	204,511	△5,621
	その他	57,824	60,726	△2,902
	小計	520,804	540,985	△20,180
合計		777,367	708,437	68,929

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	11,013	8,334	—
債券	175,628	32	10,812
国債	77,144	32	6,990
地方債	63,131	—	2,398
社債	35,352	—	1,423
その他	41,303	730	460
合計	227,946	9,097	11,273

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5百万円（うち、株式5百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたり、連結会計年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について、一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復可能性を検討し、時価の下落が一時的で、概ね1年以内に取得原価に近い水準まで時価が回復することを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、すべて減損処理しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2025年 3 月31日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年 3 月31日現在)
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年 3 月31日現在)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律 (2025 年法律第 13 号)」が 2025 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来 of 30.6% から、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 31.5% となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は 11 百万円増加し、繰延税金負債は 684 百万円増加し、その他有価証券評価差額金は 604 百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は 64 百万円減少し、法人税等調整額は 4 百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は 81 百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業務	リース業務	カード業務	計		
信託報酬	61	—	—	61	—	61
役務取引等収益						
預金・貸出業務	6,334	—	—	6,334	—	6,334
為替業務	2,610	—	—	2,610	—	2,610
証券関連業務	2,495	—	—	2,495	—	2,495
代理業務	1,308	—	—	1,308	—	1,308
その他	1,399	—	—	1,399	—	1,399
その他の業務収益						
カード関係業務	—	—	2,033	2,033	—	2,033
その他関係業務	—	1,812	—	1,812	3,339	5,152
顧客との契約から生じる経常収益	14,211	1,812	2,033	18,056	3,339	21,396
上記以外の経常収益	60,557	20,525	256	81,339	60	81,400
外部顧客に対する経常収益	74,768	22,337	2,290	99,396	3,400	102,797

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 16,869 円 37 銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 896 円 74 銭

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について)

当行は、2025 年 4 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行うことにより、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、当行株式に投資しやすい環境を整えることで、当行株式の流動性を高め、投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

2. 株式分割の内容

(1) 分割の方法

2025 年 9 月 30 日（火曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、3 株の割合をもって分割いたします。なお、今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	16,455,487 株
今回の分割により増加する株式数	32,910,974 株
株式分割後の発行済株式総数	49,366,461 株
株式分割後の発行可能株式総数	150,000,000 株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日（予定）	2025 年 9 月 12 日（金曜日）
基準日	2025 年 9 月 30 日（火曜日）
効力発生日	2025 年 10 月 1 日（水曜日）

(4) 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合における 1 株当たり情報は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	当連結会計年度 自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
1 株当たり純資産額	6,060 円 05 銭	5,623 円 12 銭
1 株当たり当期純利益	198 円 04 銭	298 円 91 銭

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 10 月 1 日（水曜日）をもって、当行定款第 5 条の発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現行定款	変更後定款
第 5 条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5 千万株</u> とする。	第 5 条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1 億 5 千万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2025 年 4 月 22 日（火曜日）
効力発生日	2025 年 10 月 1 日（水曜日）